

令和4年12月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日（月） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

遅刻委員 1名 5番 日笠山 隆（9時25分入室）

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第12号 合意解約等について

第 3 議案第58号 非農地証明について

第 4 議案第59号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

皆さんおはようございます。

日笠山隆委員と連絡がとれていませんが、もう時間過ぎていますので、このまま進めていきたいと思えます。

本日推進委員のNさんから欠席の連絡を受けております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから、令和4年12月西之表市農業委員会定例総会を開催いたします。

なお会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いいたします。また退席するときは議長の許可をもらってから退席してくださいませようをお願いいたします。

それでは開会に当たり会長に御挨拶いただきそのあと、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

令和4年12月西之表市農業委員会定例総会につきましては、年末の大変忙しい中、委員、推進委員の皆様には出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、クリスマスイブ、クリスマスが終わりました。今年も、あと残り1週間を切りました。この1、2週間やっとならしくなるところであります。私はちよつと寒いのが苦手なもので、冬らしくなつてほしくないところもありますけれども、やっぱり冬の作物は、気温が下がらないと、いいものが出来ないとこともありますので、寒い中、頑張りたいと思えます。

また、委員の皆様には、農業委員会という組織の一員として、農地法等に基づく業務と農地利用の最適化のために、尽力いただいております。農地を守るため農業委員会の役割は大変重要で、本市の農業振興を図るため、今後とも引き続き頑張つていただければと思えます。1年間本当に、ありがとうございます御苦勞さまでした。

また、新型コロナも、皆さん御存じのように、第8波が広がつてきています。1日に30人50人という報道もあります。熊毛郡での発表ですので、どこということとは分かりませんけれども、コロナまたインフルエンザにならないように、体調管理をしっかりといただきまして、来年も一生懸命頑張つていただきたいと思えます。

それでは、本日の会議を開会いたします。

議事運営がスムーズに進みますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

○議長

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。8番、杉委員、11番、岩本委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第12号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第12号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページから2ページです。

今月の合意解約は、1番から7番の7件で、現況地目畑7筆の34, 212平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第58号「非農地証明について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第3、議案第58号「非農地証明について」を説明いたします。

資料は3ページです。

1番です。下西校区川迎地区になります。

台帳地目は畑ですが、昭和32年頃から耕作せず、現在は山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2の1番です。下西校区壺泊地区です。

台帳地目は、田ですが、昭和52年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2の2番です。同じく下西校区壺泊地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和52年頃から耕作せず、現在山林原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。

これにつきましては、12日、現地調査が行われております。詳細は調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員

日笠山委員が調査委員長で自分も安心をしておりました。まだ日笠山委員の姿が見えないということで、代わりに報告をしたいと思います。

申し訳ありませんが、書いたものがありませんので、口頭で説明をさせていただきます。

1番につきましては、川迎地区の市営プールから農道を結構な距離を行った丘の上のところでした。現地は、ニガタケ山で、何十年もこういう状態という感じで、もう人間が入って行くのも転びそうで大変でした。これを農地にするのも大変だろうと調査員みんな思う所でした。

続きまして、壺泊地区になりますが、自動車学校の西側の方の農地の跡だそうですけれども、そこも、2の1番は水田だったところですが、水田にすればいいところだったかもしれませんけれども、自動車学校の下の方から地下水が流れてきて水はありましたけれども、もうネピアだらけの水田の後でした。なかなか再生するのは大変かなと思いました。

続きまして、2の2番ですけれども、ここも駄竹や何十年もイヌビワなどいろんな雑木が生えていて、もう何十年か前に公共事業で要らなくなったものなのかコン

クリートまじりの産廃なんかも、捨てられている状態でした。農地に再生するのは、もうとても出来ないと言った調査員の意見の一致をみました。

もう一か所、ここはまたあの、自動車学校のところからガソリンスタンドがある手前から右に入っていった300メートル400メートル入ったところでした。少し左側には住宅もありました。ここももう、20年30年耕作してないというので、周りも見ましたがけれども本当に、やせており、肥えた土がない状態で、もう農地にはとても無理だなというような状態で雑木が生え、周りには、ニガタケもどんどん生えてきておりました。ここも農地としてはもう無理だなと調査委員は合意しております。

すいません、うまく言えませんが、報告にさせていただきます。

○議長

ありがとうございました。

調査委員の皆様お疲れさまでした。まして今日は、突然のピンチヒッターで、中村委員、本当にありがとうございました。

只今、調査委員のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員からもし補足説明がありましたらお願いをいたします。整理番号1、2ともよろしくをお願いします。

○2番委員

2番です。今、ただいまの非農地証明について担当委員である自分から補足説明いたします。

1番の川迎の圃場につきましては、申請者の親族から譲り受けたということで、急遽、圃場を確認したら、昔から作っていない場所があつて、そこに入る道も無いということでした。自分たちが確認しに中まで行ったのですが、境界もちょっと分かりにくく、台風で倒れた大きな杉もあつて、ここは再生不可能という判断でした。

2の1番の自動車学校の後ろの田んぼにつきましては、水は流れていて場所としては多分よかつたのでしようけれど、そこに行くまでの道ももう既に無くなっており、再生は不可能と思います。

その周りの山林につきましても、調査委員の報告どおり、土砂があつたり、少し廃棄ゴミがあつたりで、ここも農地の再生は無理かなという判断です。

最後の道路沿いの畑ですけれど、申請人が親の代から受け継いでから何も作っていない状態でこの荒れ方ということです。皆さんの意見を聞いたところ、土地はやせて、なかなか木も育たないところらしいので、再生は無理だと思います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

只今、担当委員のほうから補足の説明がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

○8番委員

8番です。整理番号1については贈与による名義変更によって申請が出され、調査に入ったということで今お話を伺いました。この2の1と2の2については、何

か特別な理由があって、今の時期だったのでしょうか。

○2番委員

2番です。2につきましても、本人さんの名義で土地の整理をしたときに、もう圃場じゃないという話を司法書士みたいな人に言われて、この申請になったそうです。

○議長

事務局補足があったら、お願いします。

○事務局

こちら土地の整理といいますか、名義を変えていく段階で、土地を行政書士の先生に依頼したところ、登記上農地となっているものの、現況山林原野になっている土地があって、その非農地証明をいただきたいということでした。以上です。

○8番委員

8番です。2の1のやつのコンクリート混じりとか産廃という言葉が出てきたのですけれど、畑として使われているときにその産廃が埋められたのか、荒れてから埋められたのか、その現状っていうのはどうだったのだろうか。

○2番委員

2番です。多分ですけど、道路を造るときかなと思うので、畑を使っている時ではないと思います。でも、砂利まじりの場所だったので、そういうふうに分たちは見ました。以上です。

○8番委員

このことで、事務局は、コンクリート破片とか産廃が入っているということで、何か手続はとったのか。

○事務局

事務局ではその産廃に関しての手続等は行っておりません。

申請人自体も、そういう状況になっているということが、把握出来てない部分があったので、恐らくなんですけど、当時の所有者といいますか、名義人が土砂を捨ててもいいということで、そういう形になっているのかなというのは感じました。

当時のことがちょっとはっきり分からないですけど、ただこちらのほうで特に、通報というのは行っていません。遅くなって誠に申し訳ないのですけれども、市民生活課に産廃の件につきまして、報告したいと思います。

○議長

ほかに無いでしょうか。

(挙手無し)

○議長

それでは、無いようですので、これから議案第58号「非農地証明について」の採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第59号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第59号「農地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まずは所有権の移転について説明いたします。4ページをお開きください。

1段目です。

所有権移転の時期は、令和5年1月1日で、地目畑、面積4,315平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては5ページを、詳細につきましては6ページから8ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。9ページをお開きください。

1段目です。

期間が令和4年12月31日から令和9年12月30日の5年間、地目田3,181平米、地目畑、面積34,558平米、合計面積37,739平米、利用権の設定をする者8人、受ける者1人です。

2段目です。

期間が令和4年12月31日から令和14年12月30日の10年間、地目畑、面積12,852平米、利用権の設定をする者6人、受ける者1人です。

内訳につきましては、10ページを詳細につきましては、11ページから24ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。25ページをお開きください。

1段目です。

期間が令和4年12月31日から令和9年12月30日の5年間、地目田、3,181平米、地目畑、34,558平米の合計面積、37,739平米、利用権の設定をする者1人、受ける者9人です。

2段目です。

期間が令和4年12月31日から令和14年12月30日までの10年間、地目畑、12,852平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳につきましては、26ページを詳細につきましては、27ページから38ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をお願いいたします。まず所有権移転整理番号1について、12番委員をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号1について報告いたします。

今月23日午後3時、譲受人立会いで現地調査を行いました。
譲受人は、畜産、飼料用米、水稻を中心に生産している現和校区在住の認定農家
です。

譲渡人は、土地持ち非農家です。

この畑は、古いハウスがあったり、倉庫があったりと、荒れた状態ですが、少し
ずつ片づけをしながら、先では牧草を作りたいとのことでした。

整地するのに、手間とお金がかかるので、この売買価格になったそうです。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営、技術においても、何ら申し分あ
りません。

譲渡人とは、電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

只今、担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして、皆さんから
質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第59号「農用地利用集積計画策定に係る意見
について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしまし
た。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

8 番 委 員 _____ 印

1 1 番 委 員 _____ 印